広報
KOUHOU MIBU

壬生 MIBU

No.525
2月号
2003

いじわる鬼、泣き虫鬼を追い出せ!!

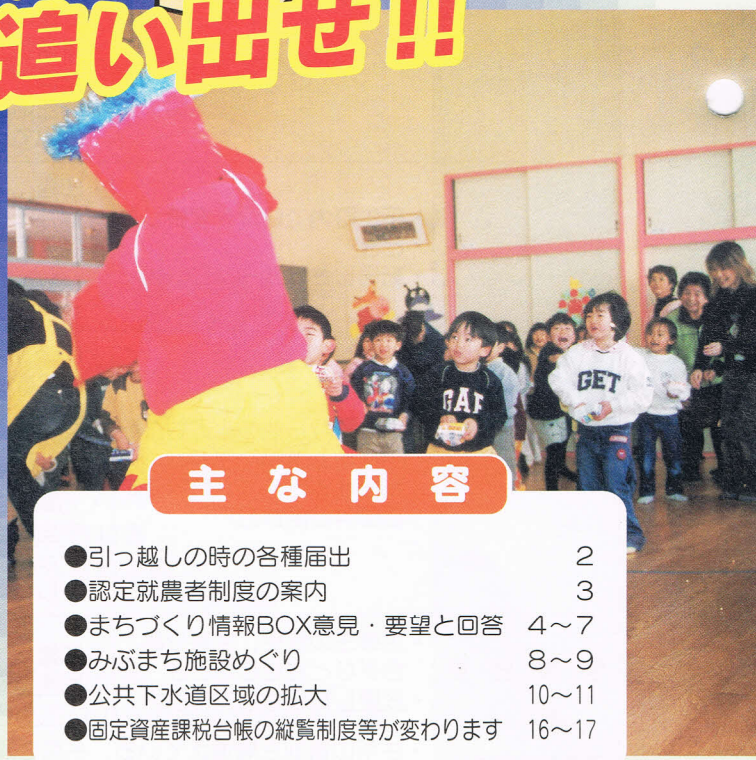

主な内容

●引っ越しの時の各種届出 2
●認定就農者制度の案内 3
●まちづくり情報BOX意見・要望と回答 4～7
●みぶまち施設めぐり 8～9
●公共下水道区域の拡大 10～11
●固定資産課税台帳の縦覧制度等が変わります 16～17

発行／壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集／総務部企画財政課広報広聴係 ☎0282-81-1812 毎月23日発行
ホームページアドレス http://www.t-cnet.or.jp/~mibu/ FAX0282-82-8262

いよいよ引っ越しの季節です

いよいよ引っ越しの季節到来です。進学や就職、転勤などで、この時期、引っ越しを考えている方も多いのではないでしょうか。転入や転出、転居等をされる場合は、必ず届け出をしてください。

転校するとき

●町内の学校間での転校

住民課発行の「住民異動届」、転居前に在学していた学校の発行する「在学証明書」「教科書給与証明書」を持って手続きをしてください。

●町外への転校

担任の先生を通じ学校長に申し出て、「在学証明書」「教科書給与証明書」「日本体育・学校健康センターの加入に関する書類」をもらって、転出先の市町村教育委員会で手続きをしてください。

●町外からの転校

住民課発行の「住民異動届」と、転入前に在学していた学校が発行する「在学証明書」「教科書給与証明書」「日本体育・学校健康センターの加入に関する書類」を持って手続きをしてください。

手続き・問合せ先
教育委員会学校教育課学校教育係
☎81－1871

進学するとき

進学のため、他の都道府県等に引っ越した場合、これらの学生の医療費は、扶養者などが負担することになります。このため、国民健康保険では、このような学生に、親元と別の被保険者証が交付されます。

必要なもの
国民健康保険証・在学証明書又は学生証の写し

手続き先
民生部住民課住民係
☎81－1824

問合せ先
民生部保健課国民健康保険係
☎81－1836

届け出も忘れずに

引っ越しをされる時の届出一覧表

（手続き・問合せ先：民生部住民課住民係　☎81－1824）

種　類	内容と届出期間	必　要　な　も　の
転　入　届	・他の市町村から転入してきたとき ・転入した日から14日以内	・印鑑 ・前の市町村（前住所地）が発行した「転出証明書」 ・国民健康保険に加入していた方は、申し出てください ・国民年金手帳（加入者のみ） ・国民年金の受給者は住所変更届を社会保険事務所に提出してください（住民課に用紙があります） ・福祉年金証書（加入者のみ） ・母子健康手帳（該当者のみ） ・介護保険資格証明書（該当者のみ） ・児童手当用所得証明書（前住所地に請求）を持参して福祉課で手続きをしてください（児童手当該当者のみ） ・妊産婦、乳幼児医療受給資格者証を持っていた方は、申し出てください
転　居　届	・壬生町内で住所を変更したとき ・転居した日から14日以内	・印鑑　・国民健康保険証（加入者のみ） ・福祉年金証書（加入者のみ） ・老人医療受給者証、老人健康手帳・高齢受給資格者証（該当者のみ） ・各種医療受給者証（該当者のみ）
転　出　届	・壬生町から他の市町村に転出するとき ・転出する日まで（転出予定日の14日前から）	・印鑑　・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・老人医療受給者証、老人健康手帳・高齢受給資格者証（該当者のみ） ・各種医療受給者証（該当者のみ） ・児童手当用所得証明書を交付請求してください（児童手当該当者のみ） ・ナンバープレート（125cc以下の原動機付き自転車を所有している方）
世帯変更	・世帯主の変更、世帯分離、合併など変更したとき ・変更した日から14日以内	・印鑑 ・国民健康保険証（加入者のみ）
その他の届け出	・住所の番地を間違えている、名前に濁音がある又は無いなどの場合は、訂正しますので届け出てください	

『認定就農者』制度のご案内

1．認定就農者制度とは

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」により、これから新規に農業を始めようとしている意欲ある農家の後継者や農外（非農家）の青年等（中高年齢も含む）が就農計画を作成し、その計画を県知事に認定された青年等を言います。

認定就農者には次のような優遇措置等を講じて円滑な就農を促進・支援する制度です。

（1）制度資金関係

①就農支援のための資金（金額及び期間は上限）

	認定就農者（青年） 18歳～39歳	認定就農者（中高年齢） 40歳～65歳未満
就農研修資金（研修教育施設）	５万円／月×４年	５万円／月×１年
同　　上（国内先進農家等）	15万円／月×２年	15万円／月×１年
同　　上（海外先進農家等）	15万円／月×２年	15万円／月×１年
同　　上（改良普及員等による指導研修）	200万円（１年以内）	×
就農準備資金	200万円（１回限り）	200万円（１回限り）
就農施設等資金	2800万円（経営開始初年度） 900万円（次年度以降）	1800万円（経営開始初年度） 900万円（次年度以降）

②平成14年10月の農業制度資金の制度改正に伴い、農業改良資金や農業近代化資金の貸付対象者に認定就農者が追加されました。

（2）その他

青年農業者等育成センター、農業振興事務所による濃密的な支援をします。

2．認定要件

①就農前であること

【農業にまったく従事していないか、または主に従事しておらず（年間農業従事日数150日以下）、且つ本人の農業所得がないこと（専従者給与が支払われている場合は不可）】

【農業経営の開始に必要な施設・機械・資材の購入・設置・賃借をしていないこと、また、農用地の所有権・使用権を取得していないこと】

②栃木県に就農を希望する方

③申請時に18歳以上55歳未満（知事特認の場合は65歳未満）

④就農前に、青年（18歳以上40歳未満）は概ね１年以上、中高年齢者（40歳以上65歳未満）は原則として６ヶ月以上の農業教育や農業研修を実施する（過去にしている）こと。

【研修先：県農業大学校、宇都宮白楊高校特別専攻科、国公立農業関係試験研究機関、とちぎ花センター、町が設置する研修施設、農業士、研修受け入れ態勢が整っているものとして県が認める農家及び組織経営体、等】

【在宅研修の場合は、改良普及員、農協営農指導員、農業士、知事が認める指導的な農業者の指導を受けること】

農業経営改善を目指し

認定農業者 新たに5名

農業経営改善を目指し、現在までに86名が認定を受けている認定農業者制度に、新たに5名が認定され、1月14日役場会議室に於いて認定書授与式が行われました。これまでの認定農業者は91名となります。

今回認定を受けた方々（敬称略）

（　）内は目標とする営農類型

高山　明男　壬生甲（酪　農）
荒川　清　上稲葉（苺＋水稲）
遠山　嬉治（きじ）　上稲葉（苺＋麦）
横倉　忠一（ちゅういち）　上稲葉（苺＋水稲）
遠山　文男　上稲葉（苺＋米麦）

認定を受けた皆さん

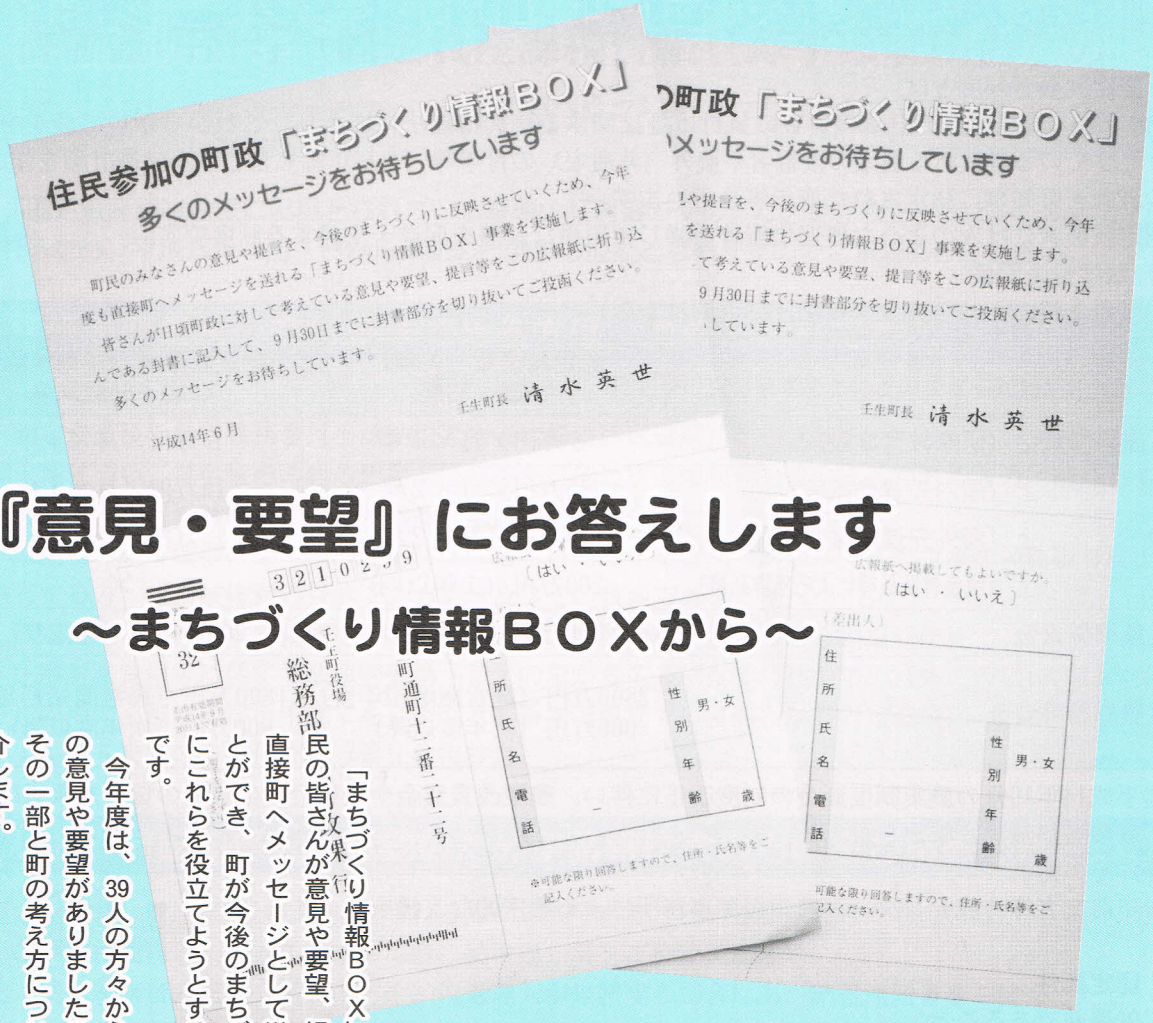

『意見・要望』にお答えします

～まちづくり情報BOXから～

「まちづくり情報BOX」は町

宇都宮市に合併賛成について

Q 一日も早い1市5町の合併を決めてほしい。

A 国においては、市町村合併をより強力に推進しており、市町村合併特例法を改正して、財政支援措置を講じるとともに、都道府県に対しても合併の推進についての要綱の策定や支援に努めるよう要請をしております。

県では、栃木県市町村合併推進要綱を策定し、その中で、壬生町については、宇都宮市を中心とした6町と壬生町、石橋、上三川町3町の2つの合併パターンが示されております。本町でも、昭和29年に壬生町と稲葉村、昭和30年に南犬飼村と合併したという経緯がありますが、地方分権や財政状況をはじめ少子高齢化社会、環境問題等の対応を考えますと、市町村合併も選択肢の1つとして考えられます。しかし、地域の将来や住民の生活に直接大きな影響を及ぼすこともあり、慎重にならざるを得ません。合併特例法の期限は、平成17年3月となっておりますが、現在宇都宮地区広域推進協議会において、基礎資料を作成すると共に石橋消防組合構成5町で合併について研究会を設立し、幅広い調査研究を進めているところであります。

町議会議員の定数について

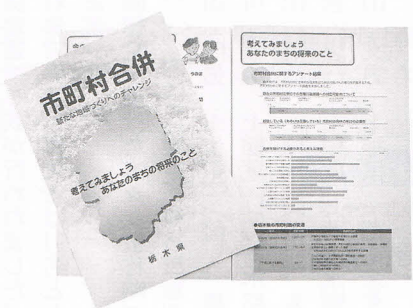

Q 町議会議員の数は10人程度でよいのではないか。

A 市町村議会の議員の定数については、議会制間接民主主義によりバランスのとれたまちづくりをするために、地方自治法で標準的な定数が定められております。地方自治法では、人口二千未満の町

村は12人、人口二千以上五千未満の町村は16人、人口五千以上一万未満の町村は22人、人口一万以上二万未満の町村は26人、人口五万未満の市及び二万以上の町村は30人、人口五万以上十五万未満の市は36人、人口十五万以上二十万未満の市は40人、人口二十万以上三十万未満の市は40人と決まっております。また同法では各市町村の事情により、議会自らで条例を定めて、これを減らすことができることになっております。

壬生町議会議員の定数については、地方自治法の定数は30人となっておりますが、まず、昭和60年に議会自ら減数条例を定めて4人減らし26人とし、平成9年にさらに4人減らして22人といたしました。

以上により、議会議員の定数は法定数を限度として、議会自らが判断することになっております。

ちなみに、郡内各町の議員数については、壬生町が人口約40,000人で22人、お隣の石橋町では人口約20,000人で20人、都賀町では人口約14,000人で18人、大平町では人口約29,000人で18人、野木町では人口約27,000人で22人となっている状況であります。

「職員は公平であるべきだ。」について

Q 役場窓口に相談に行ったとき、不親切な応対を受けた。職員は町民に対し常に公平に公僕であってほしい。

A 職員の基本的服務基準は、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため、勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。職員一人一人が公務員の原点である町民全体の奉仕者であることを自覚し、公平公正の立場でなお一層努力してまいりたいと考えております。

犬のフンの後始末啓発等について

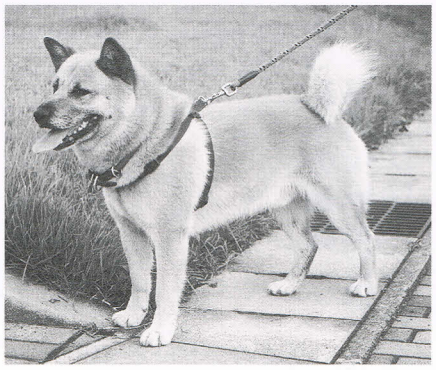

Q 犬の運動の際、糞の後始末をしない飼い主がいる。通学路などにも落ちている。広報紙での糞の後始末のキャンペーンや立て札等を設置して啓発してほしい。

A 犬のフンの後始末等については、飼い主のモラルによるところが大でありますが、毎年10月を「正しい犬の飼い方強調月間運動」として、正しい犬の飼い方等のチラシを町内各戸に回覧しております。また、狂犬病の予防注射の際に、飼養者に通知するはがきにもその旨を記載し啓発に努めております。今後とも引き続き広報紙等で啓発してまいります。

行政改革「目標管理」の導入について

A おもちゃ博物館は定期的に経常的な維持管理費がかかる。独立採算の考えを導入し、展示物を工夫するなど、博物館の経営改革を図るとともに、再訪館者が少ないようなので再入館者が増えるよう経営努力し、町の収入源の一翼を担ってほしい。

A おもちゃ博物館は21世紀を担う子どもたちがおもちゃとのふれあいを通して、心豊かで創造性に富んだ人間に成長することを願い、併せて観光資源の開発を目的に平成7年にふるさと創生事業の一環で建設しました。現在、おもちゃ博物館の収蔵品は、昭和30年代後期から工場で生産された約5万点ほどのものがあり、その膨大な収蔵品の中から時代別また各世代の代表的なものや、各ジャンル別に常設展示数は2,500点ほど展示しており、親子でその当時が回想でき会話が弾むように観ていただきたいと思います。

当博物館では、貴重なおもちゃを全部展示することができないことから、平成12年より収蔵品全部を対象にしたデータベースの入力に着手し本年度に完了する予定であります。また、データベースの完成後には館内において展示以外のおもちゃを、画面をとおして見ることができるようなシステムを構築し、お年寄りやお子様でも簡単に検索できるようなタッチパネル式のモニターを検討中です。

次に、入館者についてでありますが、平成7年オープン後3年目からは10万人弱とやや横ばいの状況でしたが、平成12年全国都市緑化フェア開催を機に次年度は入館者が微増しております。また、「再度、おもちゃ博物館を訪れる方が少ないのでは」というご指摘ですが、館の事業ごとにアンケートを実施した結果、再訪館者が多いことが分かりましたが、初心にかえり魅力あるおもちゃ博物館の運営管理を行い、入館者を増やすよう鋭意努力してまいります。

壬生駅西口広場

壬生駅西口に屋根付駐輪場並びに送迎用駐車場の整備について

Q 壬生駅西口に現在ある駐輪場は、青空駐輪場の上狭いので、これらを解消した屋根付き駐輪場を整備してほしい。また、駅前はタクシー乗り場となっており、駅利用者の送迎車用の駐車場が無く困っている。駐車場を整備してほしい。

A 壬生駅西口の駐輪場及び送迎

車用駐車場の整備につきましては、現在、都市基盤の核となる各駅前広場の早期整備を図るべく順次整備を推進しているところであり、壬生駅西広場と併せ周辺区域も含めた環境整備計画の中で改善を検討していきたいと考えております。

たばこのポイ捨てや「立ちション」を禁止する条例の制定について

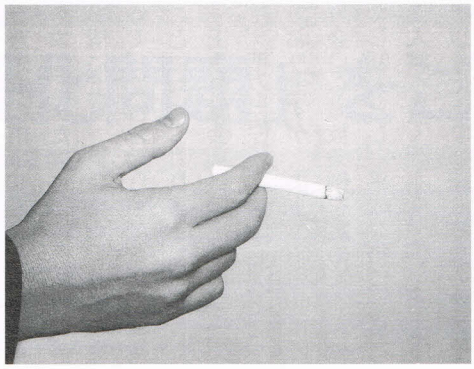

Q　たばこのポイ捨てを罰する条例や、町のイメージを悪くするような行動・言動（立ちション）などを罰する条例を制定してほしい。（石橋町では制定したとのこと）

A　たばこの吸い殻等のポイ捨てを禁止する条例については、町でも制定（壬生町空き缶等の散乱防止に関する条例）しておりますが、町のイメージを悪くするような行動・言動などを罰する条例の制定については、今後検討してまいります。

安塚駅東の道路（県道安塚雀宮線）の拡幅について

Q　県道安塚雀宮線は、交通量も多く道路が狭いうえ歩道もないので、通学等に大変危険である。早急に拡幅をお願いしたい

A　県道安塚雀宮線は、現在、大正橋の東（宇都宮市）を宇都宮土木事務所で拡幅改良工事を行っているところです。大正橋の西の壬生地区については、安塚駅東地区住宅開発の計画があり、その計画と併せて東武線踏切までの区間について、整備ができるよう検討してきたところであります。

しかしながら、近年の社会経済情勢では住宅開発には大変厳しい状況にあり、未だ事業着手には至っておりません。このようなことから、住宅開発とは別に道路整備を先行していただけるよう、県に要望していきたいと考えております。

町道No.2-124号線の改善について

Q　安塚地内の旧県道宇都宮栃木線のセブンイレブンから南犬飼中学校に通じる道路は、交通量も多く、歩道と車道の区別が無く非常に危険である。早急に改善をお願いしたい。

A　安塚地内のセブンイレブンから南犬飼中学校に通じる道路の改善についてでありますが、現在の道路幅員では、歩道の設置が大変厳しい状況にあり、また、沿道には住宅が連立しており拡幅することにおいても大変厳しい状況にあります。このようなことから、車道と歩道を区別することは困難であると考えております。

しかしながら、この路線は舗装が痛んでおりますので、舗装の打ち換えをし、白線（外側線）を引いて、車道と路肩の区別をする方向で実施したいと考えております。

ナイター議会の開催について

Q　議会を夜に開催する「ナイター議会」を検討願いたい。

A　ナイター議会の開催については、住民の視点からその必要性あるいは住民の生活の多様化等、議会を取り巻く社会的環境の変化、さらには費用対効果等あらゆる面から、その必要の是非について検討してまいりたいと考えております。

なお、具体的に検討する場合は、議会運営委員会等で検討することになると思います。

議員報酬の時間給制について

Q　議員の報酬を議会に出席した時間給制にしたらどうか。

A　お見込みのとおり、議員報酬は非常勤の職員に対する職務の対価として支給されるものであり、労働を提供した日数、又は、時間に応じて報酬が支給されますから、原則として月額制ではありません。議員報酬が月額制になったのは、昭和31年の地方自治法の改正で、議員報酬に限って勤務日数によらなくてもよいとされたからです。これは、地方議員の報酬が「地方議会の制度が始まって以来、歳費的な考え方」で支給されてきたこと、また、「国会議員との権衡を考慮したものであり、従来通り、議会の議員については、特に法律上の原則を設けなかった」から及び、「議員報酬の対象となる議員の職務内容については、議会活動と議会外での活動があるとの考え方」によるものです。

以上の理由により、議員報酬は月額制になっております。

「子どもの集団健診が個人病院でも受けられるように」について

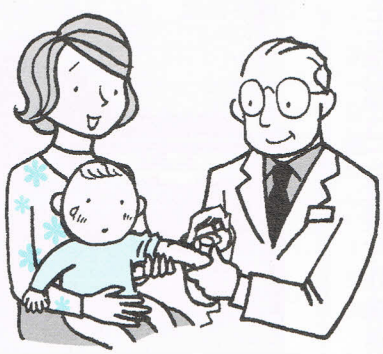

Q　子どもの集団健診について、勤めていたりすると仕事の関係等で、集団健診を受けることができないことがあります。他の市では個人病院でも受けることができると聞きました。壬生町では、集団健診以外での検診を検討していますか。

A　町では、乳幼児健診は4ヶ月、

10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児の時期に町保健福祉センターで集団健診を実施しています。健診内容は、年齢により異なりますが、身長・体重測定、小児科医師、整形外科医師、歯科医師の診察、視力、聴力検査の確認、保健師による相談を行っていますが、会場では、同じ月齢の子育ての親同士の情報交換ができ、悩み解決の場ともなっているようです。現在、町内の小児科は大学病院の他、2医院しかありませんが、条件が整ったら実施するよう検討したいと思います。

六美地区開発について

Q　六美地区の開発計画事業の早急な促進をお願いしたい。

A　六美地区開発は、昭和62年度に栃木県策定の「北関東自動車道沿線拠点開発構想」において、壬生町の六美地区と石橋町の下長田地区が位置付けされたのを受けて、平成4年度に壬生・石橋両町でヘルシータウン開発推進協議会を設立し、開発基本計画を策定いたしました。その後、計画に関する地元説明会やアンケート調査を実施するとともに、事業の具体化に向けた様々な調査や研究活動を行ってきました。

しかし、長引く景気低迷と地価の下落、少子・高齢化の急速な進行、また、産業構造の変化など近年の社会経済情勢の急激な変化により、開発計画の早期事業化は、極めて困難な状況になってきております。

今後は、現在六美地区が抱えている雨水排水問題や下水道の整備について、早期に問題解決が図れるよう、具体的な整備に向けた計画を策定していきたいと考えております。また、開発計画については、関連する道路等の基盤整備促進を図りながら、開発方法等を検討していきたいと考えております。

Q　六美地区の遊休地の高度利用のため、市街化調整区域の撤廃をお願いしたい。

A　壬生町は、「宇都宮都市計画区域」として、宇都宮市や石橋町等3市7町で形成されており、昭和45年10月1日に市街化区域と市街化調整区域（線引き）を決定し現在に至っております。今回要望のありました線引きの撤廃は、宇都宮都市計画区域全体から壬生町を考えた場合、現状では難しいと思われます。

しかし、平成12年度に都市計画法の一部改正により、地域の実情に応じて県条例で定めることにより、市街化区域に隣接した市街化調整区域での一定の開発行為が許可できるようになりました。現在、栃木県では、県条例制定に向けて、線引きを実施している市町の意向調査を進めており、六美地区においても、今後の開発計画の内容等を考慮しながら、有効な土地利用が図れるよう県と協議を進めていきたいと考えています。

「河川を素敵な遊び場に」について

Q　町には、黒川と思川の2つの川が流れており、千人以上の釣り人口がいるが、釣りをしている姿は見られません。よどみや沼がこわされ、釣り場が無く魚影も少ないからです。川がよみがえり、多町他県から釣り人が来れば、経済効果もあるでしょうし、おじいちゃんが孫を連れ釣りの手ほどきをする姿などは、想像しただけでも楽しくなります。壬生の河川を素敵な遊び場にしていただきたい。

A　町内を流れる思川や黒川などの水辺は、憩いや安らぎが得られる貴重な空間であり、豊かな自然と触れあえる有効な場と考えております。このため町では、町民の皆様が安心して水辺で遊べるような東雲公園の整備を進めており、多くの方のご利用をいただいているところであります。

ご提言の瀬や淵を活かした「自然環境に配慮した」川づくりは今後の河川整備には重要と考え、河川管理者である栃木県にも提言していきたいと思います。

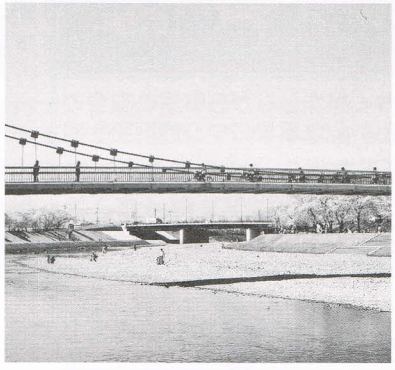

黒川のおだやかな流れ

藤井地区の「安心して子育てができる環境の整備」について

Q　藤井地区には、公園も児童館も学童保育もありません。子どもの数は減る一方で、藤井小学校の児童数は1学年10人以下です。これは「安心して子育てできる環境でない」と判断した若い人が藤井地区に住もうとしないからではないでしょうか。

A　出生数の減少による少子化の進行は、一部の地域に限ったものではなく、全町的な問題となっております。

また、地域の連帯感や人間関係の希薄化により、子育て家庭の育児に対する孤立感や不安がますます増大してきております。このような中、次代を担う子どもの健全な育成を図るためには、行政と家庭、地域社会などが連携して、子育て環境づくりを総合的に推進していかなければなりません。

今回要望のありました公園整備については、町内全域における公園の配置計画のなかで子ども達が安心して遊び、また、地域の人たちが触れ合うことができるミニ公園等の整備を検討していきたいと考えております。

安心して小さい子どもが遊べる場、乳幼児を安全な場所で遊ばせながら母親同士が育児等の情報交換ができる場、共働きの家庭にとって放課後子供たちが安心して集まり遊べる場として、公園（ボール遊びやゲートボールができる広場や児童館等があるといいのですが）の設置を、「地域で育む子育てプラン」の1つとして考えていただきたい。

施設めぐり

町では、団体・個人を対象に施設めぐりを実施しています。
詳しくは企画財政課広報広聴係
☎81－1812・1813まで

1回休み

教養の場として、職場
有意義に過ごし、友情
な講座が開催されてい

祭日・年末年始
（12/28～1/4）

総合運動場

運動広場・テニスコート・体育館・武道館・トレーニングルームなどの施設があり、町スポーツ事業の中心的な場所です。☎82－2345
休館日：月曜日・年末年始（12/28～1/4）

ふりだし 壬生中央公民館

町民の教養向上や情操教育を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に努めています。 大ホール（城址公園ホール）では、年数回のコンサートやリサイタルが開かれています。隣接には、歴史民俗資料館、図書館、城址公園があり町民の憩いの場になっています。☎82－0108
休館日：月曜・祝祭日・火曜午前中・
年末年始（12/28～1/4）
町内には他に、稲葉地区公民館（☎82－7374）、南犬飼地区公民館（☎86－0031）、北公民館（☎82－6498）などがあります。

たちがおもちゃとのふかで創造性に富んだ人い、ふるさと創生事業した。☎86－7111
日・休日の場合は翌日）、
/28～1/4）

黒川の里 ふれあいプール

1周200mの流れるプールや4種類のスライダープールなどがあり、幼児から大人まで楽しめます。
☎82－9479（利用期間中のみ）
利用期間：7月の第2土曜日～9月の第1日曜日

生涯学習館

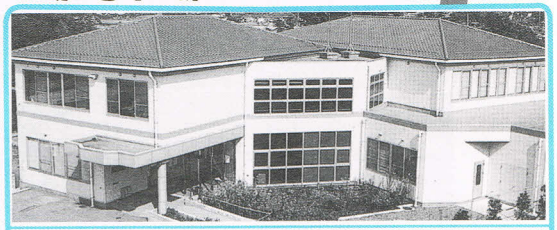

幼児から高齢者まで、生涯にわたって学習できる施設です。平成13年度からは情報通信技術研修の場としてパソコンを整備しました。施設利用は3日前までに予約
☎82－8384
休館日：月曜・祝祭日・年末年始（12/28～1/4）

2つ戻る

水道中央配水場

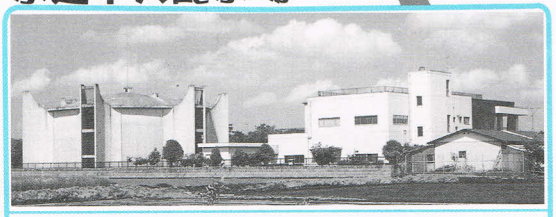

無人配水場を遠かく操作しながら町民に安全で美味しい水の確保と、配水事業の中心的役割を担う施設です。
中央配水場（☎86－0550）、南部配水場（無人）、北部配水場（無人）があります。
町水道課☎82-2260

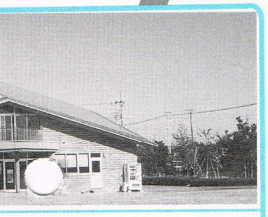

桜の名所です。公園の流館”があり子供からえた多くの人々が利用施設は岩風呂、檜風呂、連日賑わいを見せてい
☎82－8818
日の場合は翌日）、
/28～1/4）

下水道北部処理場

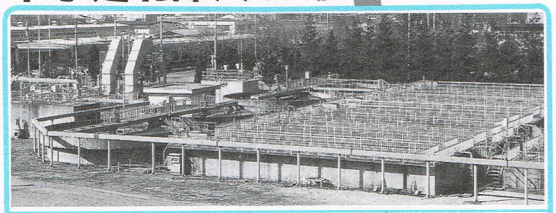

快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目的としています。汚水を活性汚泥法という方式によって、きれいに浄化したのち姿川に放流しています。☎86－0356

嘉陽が丘ふれあい広場

スポーツ・レクリエーション活動及び学習両面の機能を備えた、宿泊研修施設です。☎82－1014
休館日：月曜日（月が祝祭日のときは火曜日）・
年末年始（12/28～1/4）

ふれあい女性センター

いての知識や技術の習
が整備されています。
農務課☎81－1840まで）
年始（12/29～1/3）

2つ進む

みぶまち

男体山

保健福祉センター

保健と福祉サービスを総合的に推進するための拠点です。町保健課健康増進係と町社会福祉協議会の事務局があります。施設では健診やリハビリが行われるほか、福祉団体の活動の拠点となっています。
休館日：土・日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）
保健福祉センター☎82－3588
社会福祉協議会☎82－7899

老人憩いの家（富士見荘）

高齢者の教養の向上とレクリエーション・健康増進を図っています。毎週火曜・木曜日には「いきいきサロン」が開催され、習字や健康教室、ゲームやそば打ちなどが行われています。☎82－7181
休館日：月曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）

シルバーワークプラザ

シルバー人材センターの事務局があります。町内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員となり、高齢者の経験と能力を生かした仕事をしています。☎82－4682

3つ戻る

あがり

（仮称）壬生町知的障害者授産施設・障害児通園ホーム

授産施設：障害者で雇用されることが困難な方が保護者のもとから通所し、作業や集団生活を通し自立することを目的とする施設です。また、障害者の拠点施設として地域交流等のスペースを設けてあります。
通園ホーム：障害を持つ児童を対象に、通園により日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練を行う施設です。

わんぱく北っ子の森・睦っ子の森

平地林保全対策モデル事業、ふるさとルネッサンス推進事業の一環として整備されました。自然と直接ふれあい学べる施設で、農村と都市の交流の場として親しまれています。
北っ子の森：壬生北小学校北側
睦っ子の森：睦小学校南側

1回休み

清掃センター

流動床焼却炉により、ゴミを完全燃焼させ、残さと灰にし、排ガスも確実に処理しダイオキシン類等の環境対策には万全を期しています。
☎82－3424

クリーンセンター

高負荷脱窒素処理方式を採用した近代的かつコンパクトなし尿処理施設です。最新の高度処理設備を備え、水質保全と公害防止にも万全を期しています。☎82－6739

環境センター

清掃センターから排出される焼却灰や不燃物残さなどを埋め立て処分しています。浸出水の地下浸透を防止するしゃ水シートを全面に敷設し、さらに電気検知システムで漏水対策に万全を期しています。公害防止の最先端をいく管理型最終処分場です。

ふりだしに戻る

勤労青少年ホーム

働く青少年の憩いとに働く青少年が余暇をの輪を広げるため、様々ます。　☎86－3044
休館日：土・日曜・祝

おもちゃ博物館

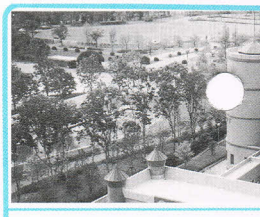

21世紀を担う子どもれあいを通して、心豊間に成長することを願の一環として作られま
休館日：月曜日（祝祭年末年始（12

しののめ公園

みんなに親しまれる中心には“ふれあい交お年寄りまで世代を越しています。特に入浴露天風呂などがあり、ます。ふれあい交流館
休館日：月曜日（祝祭年末年始（12

1つ進む

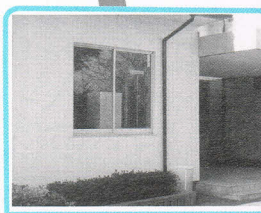

女性の生活改善につ得施設。農産加工施設
☎82－0969（利用は町
休館日：月曜日、年末

公共下水道区域を50ha拡大

市街化区域隣接区域を順次整備

今年度新たに壬生町公共下水道事業区域として、市街化区域に隣接する市街化調整区域についても50haが区域拡大されました。（図面参照）

来年度から順次整備していきますので、工事期間中はご協力をお願いいたします。

問合せ先
建設部下水道課
☎81－1858

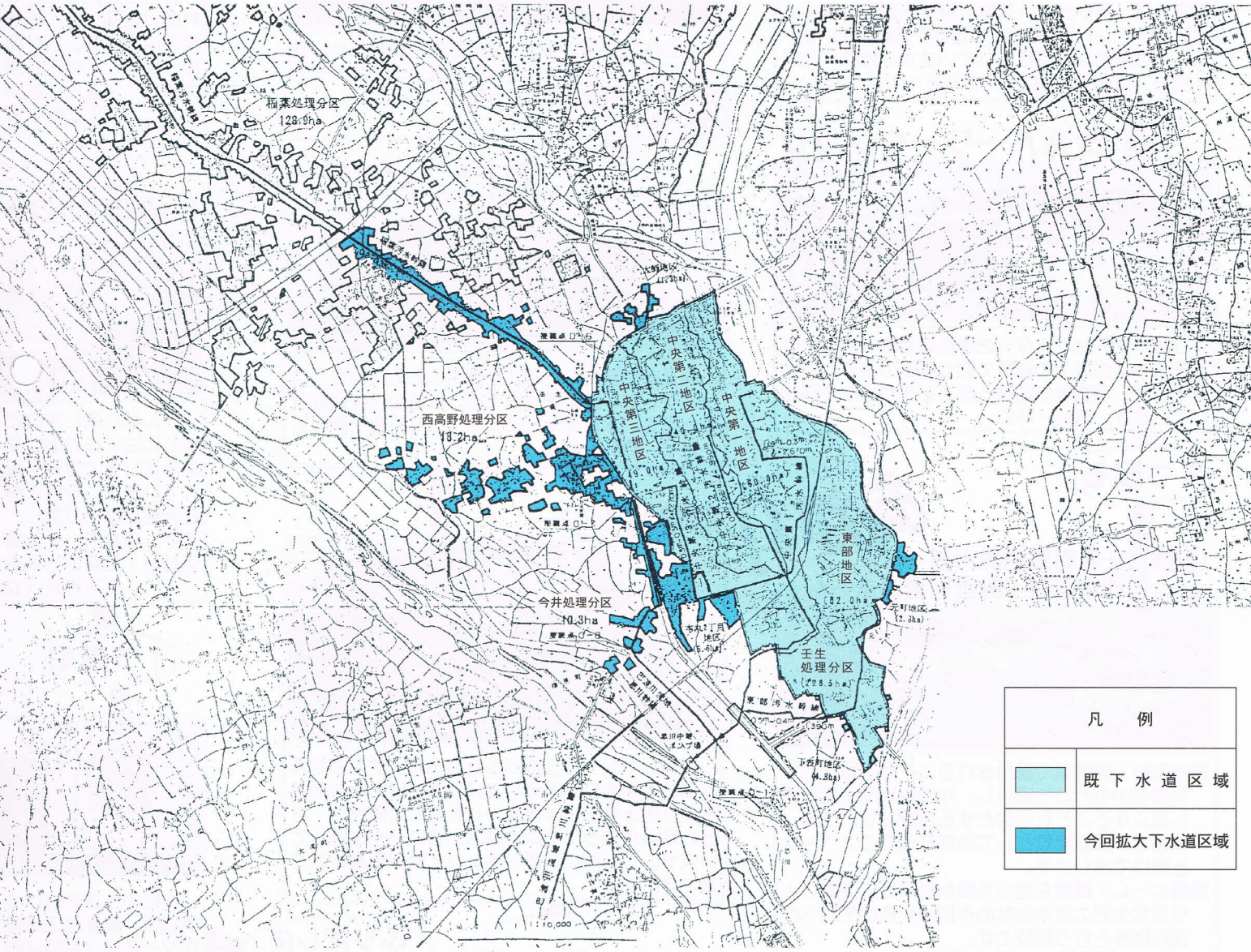

平成15年4月より一部の区域から順次ご利用できます

■便所の水洗化は３年以内に

公共下水道が完成し、お住まいの地域が処理区域になりますと、くみ取便所は公共下水道が使用できるようになった日から３年以内に、公共下水道に直接流す水洗便所に改造しなければなりません。（下水道法第11条の３）また、処理区域内では、水洗便所にしないと家屋を新築することができません。（建築基準法第31条）

便所の水洗化は３年以内に

■受益者負担金を納めていただきます

受益者負担金は、下水道が整備計画されている区域の土地（市街化調整区域については宅地）がすべて対象となりますが、この計画区域がすべて整備されるまでには、相当長い期間がかかります。

そこで、受益者負担金は、下水道の整備状況にあわせ賦課徴収していくことになります。この賦課徴収する区域が「賦課対象区域」で、毎年度初めに告示し、皆さんにお知らせします。

	市街化区域	市街化調整区域
負担金額	1㎡につき300円	一つの排水設備につき36万円
納付方法	一括納付又は５年分割年４期の20回納付	
20回分割納付例	200㎡の場合（面積によって異なる）200㎡×300円÷20回＝3,000円	36万÷20回＝18,000円
一括納付の場合（最初の納期限内）	48,600円	291,600円

下水道を生かすのはあなた次第。　排水設備工事

●排水設備工事とは、家庭内のトイレ、台所、お風呂、洗面所などから、汚れた水を下水道の本管へ流すためにする工事です。

下水道へすぐに接続

本管が道路の下へ通っても、そこへ汚れた家庭排水を流す工事をしなければ意味がありません。単独浄化槽を廃止し、台所やお風呂などの排水とあわせて、本管へ接続する工事を３年以内にしてください。

宅内設備は個人負担

道路の下へ本管を設置し、その本管から取付桝（家庭からの排水を本管へ接続するための桝）を出す工事は町が行いますが、家庭内の排水から取付桝までの排水設備工事は、個人の負担になります。

●排水設備工事を行えるのは、町が取り決めた技術水準を満たした、指定工事店だけです。

※雨水は下水道に流せません。

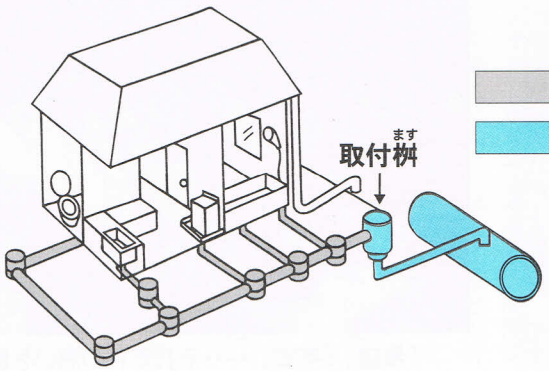

個人負担で工事を行っていただくところ

町が工事を行うところ

まちのわだい

歓談中の出席者の皆さん

賀詞交歓会で 地域の発展を誓う

新年を迎えた1月8日、中央公民館において賀詞交歓会が開催され、約350人の出席者が新年を祝いました。

清水町長が地域活性化や福祉の充実、教育問題、市町村合併などについて今後の抱負を交えてあいさつを述べ、続いて、来賓として佐藤勉衆議院議員、鯉沼義則県議会議員、石村寿夫町議会議長、塩沢弘商工会長が祝辞を述べられました。

その後、瀬下龍夫代表監査委員の発声で乾杯をした後、出席者は和やかに歓談していました。

助谷ふれあい市「初売り」でにぎわう

助谷ふれあい市が、1月7日に初売りを開催し、地元産の野菜で作った「豚汁」や「けんちんそば」が無料でふるまわれ、長蛇の列ができていました。また、新鮮野菜もいつも以上に低価格で種類・量とも豊富なため飛ぶように売れていました。

助谷ふれあい市は、地元の朝取り野菜を低価格で提供することをキャッチフレーズに地元の女性たちが中心になり運営しています。営業日は、毎週火・木・土・日曜日の午前10時から午後4時までとなっています。

新鮮な野菜が棚に並びます

屋外でもたいへん賑わいました

650名が大人の仲間入り 第54回成人式

第54回成人式が1月12日、壬生中央公民館中ホールと南犬飼中学校体育館で開かれ、650名の新成人が誕生しました。

振り袖やスーツ姿の華やかな雰囲気の中、滞りなく第1部の式典が行われ、第2部ではアトラクションとして、抽選会やビデオ上映などが行われ、終始和やかでした。

「希望」「不安」‥‥それぞれの思いを胸に

全校合奏で念願の夢かなう
「利家とまつ」の作曲者と共演

渡辺さんの指揮がみんなの気持ちを１つに

羽生田小学校の全校児童42名と、作曲家の渡辺俊幸さんが、１月22日念願の共演を果たしました。渡辺さんは昨年のＮＨＫ大河ドラマ「利家とまつ」のテーマ曲『颯流（そうりゅう）』の作曲者。

交流のきっかけは、渡辺さんがＮＨＫお昼の番組「スタジオパークからこんにちは」に出演したとき、同小の５・６年生が「県の音楽祭中央祭を目指し曲目を『颯流』に決めたこと。大好きな曲を、かっこよく演奏したい」などファックスを送ったところ、渡辺さんからファックスで「実際に演奏を聴いてみたい」との返事がありました。更に全員で『颯流』を演奏しているビデオを送ったところ、「みなさんの演奏に心がふるえ、感動しました。ぜひみなさんの演奏を生で聴いてみたい。」と返事があったそうです。

この日、体育館に児童・先生・地域や保護者の方々が集まり渡辺さんを拍手で迎えました。迎えの言葉を６年生の清水力也くんが述べ、続いて渡辺さんが挨拶。その後、同校の中野先生指揮による『颯流』が披露されました。中野先生に引き続き渡辺さんがタクトを振り、演奏を時々中断させながら、「１音１音の強弱、テンポの変化」「音の幅」「気持ちを込めて」などと丁寧に指導されました。

５年生でエレクトーン等を担当している篠原千知さんと加藤京子さんは「とても緊張した。渡辺さんに教えてもらったとおりにできてとてもうれしい」と話してくれました。

町内対抗野球で
熱戦が繰り広げられる

平成14年度町内対抗野球大会が12月に行われ、14チームが参加し熱戦が繰り広げられました。12月８日の決勝戦では、羽生田チームと藤井チームの対戦となり、２対１で羽生田チームが優勝しました。

優勝した羽生田チーム

全日本剣道連盟より感謝状
剣道教室師範の三上さん

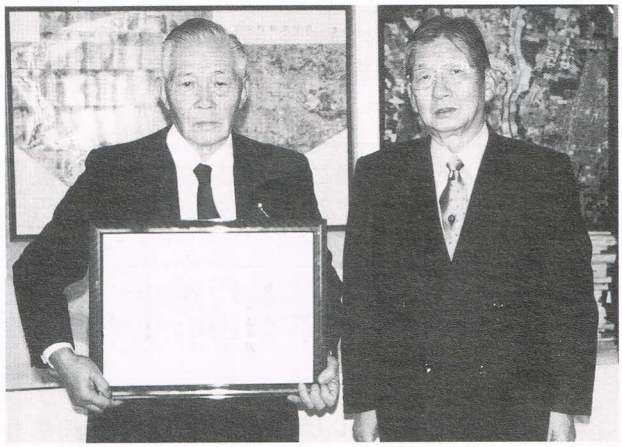

町長室を訪れ喜びを報告する三上さん

壬生町少年剣道教室師範の三上義市さんがこのほど財団法人全日本剣道連盟より感謝状を授与されました。今回の感謝状贈呈は、全剣連設立50周年記念式典で発表され、三上さんの多年にわたる剣道の普及発展についての尽力、功績に敬意が表されたものです。

三上さんは、昭和６年以来70年間、剣一筋に精励し昭和46年からは剣道教室を開き青少年の健全育成、精神教育等を約１０００名の少年剣士に指導してこられました。

「地球温暖化問題」をご存じですか？

「地球温暖化」を引き起こす原因は、私たちの身近な生活の中にたくさんあります。生活をほんの少し見直すだけで、地球温暖化を防止することにつながります。

●地球温暖化とは・・・

地球温暖化は、石油などの化石燃料を使用することなどにより、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度が上昇し、熱が温室効果ガスに吸収され、地球がビニールハウスのような状況になって、気温が上昇することをいいます。

地球温暖化は、日常の生活や通常の事業活動から排出される温室効果ガスが原因とされており、誰もが原因者であり被害者でもある問題です。

このまま地球温暖化が進行すると、100年後の地球では、平均気温が1.4～5.8℃上昇すると予想されており、異常気象、海水面の上昇、食料生産への影響、自然環境への影響等のおそれがあるといわれています。

今日からできます　温暖化防止と家計の節約

こんな取り組み、できていますか？

チェック項目	取り組みのヒント	効果の概算
冷暖房を控える	太陽光の入射を調節したり、カーテンを活用したり、着るものを工夫することで、冷暖房機器に頼らないで過ごせます。冷暖房を始める時期も少し待ってみましょう。	工夫により冷暖房を１℃減らすことができれば年間光熱費が約3000円節約でき、CO_2を172kg－CO_2減らせます。
車をつかわない	通勤や買物で、バスや自転車に替えてみましょう。歩いたり自転車を使うほうが健康のためにも望ましいです。	週２日往復８㎞の車の運転をやめることができれば、ガソリン代が年間約8000円節約でき、CO_2を185kg－CO_2減らせます。
シャワーを短めに	身体を洗っている間、流しっぱなしにしないようにしましょう。30分で浴槽が一杯になってしまいます。	シャワーを１日１分、家族全員が減らせたら年間光熱費が約4000円節約でき、CO_2を65kg－CO_2減らせます。
風呂の残り湯を利用する	洗濯や、庭の水やりのほか、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。	残り湯を使い回すことにより、年間水道代が約3000円節約でき、CO_2を17kg－CO_2減らせます。
保温を切る	ポットやジャーの保温は、利用時間が長いため多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温め直すほうが電力消費が少なくなります。	毎日ジャーの保温を止めたら、年間電気代が約2000円節約でき、CO_2を31kg－CO_2減らせます。
同じ部屋で過ごす	家族が別々の部屋で過ごすと、暖房も照明も余計に必要になります。	家族が一緒に過ごして暖房と照明の２割を減らすことができたら、年間電気代が約8000円節約でき、CO_2を238kg－CO_2減らせます。
省包装の買物をする	トレーやラップは家に帰ればすぐごみになるものです。買い物袋を持ち歩いてレジ袋を減らすこともできます。	毎日買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶことで、年間CO_2を58kg－CO_2減らせます。
テレビ番組を選ぶ	見たい番組だけ選んで見るようにしましょう。寂しいからテレビを点けている場合、消費電力の少ないラジオやＣＤにするのもいい選択です。	１日１時間テレビ利用を減らすと、年間電気代が約1000円節約でき、CO_2を13kg－CO_2減らせます。

昨年より増加
鍵の掛け忘れ

年末の防犯診断

壬生地区の防犯診断

町防犯組合員、消防団員、栃木警察署、町執行部等約167名が年末の12月19日、町内の防犯診断を行いました。

4地区に分かれた町内を、1件1件、自動車やオートバイ、自転車等の乗り物を中心に、ドアロックやキーの付けっぱなし、施錠等をチェックしました。

診断結果は、表のとおりです。自動車についてはドアロックをしていなかったり、キーが付けっぱなしが年々増えています。最近ではコンビニ等でエンジンをかけっぱなしで買い物などをして、車を離れたすきに、車ごと盗まれる事件も多発しています。

自転車やオートバイについては、カギが付けっぱなしや、カギの破損による不用心が減ってはきていますが、安心は禁物です。キーを付けたままや、施錠していないものは、盗難や犯罪に使われる可能性があります。普段から気を付けるようにしましょう。

平成14年度　防犯診断実施結果

	自動車			自転車			オートバイ	
	実施台数	ドアロックなし	キー付き	実施台数	施錠せず	カギ破損等	実施台数	キー付き
壬生地区	1,137	154	32	329	223	2	21	4
稲葉地区	1,271	277	159	454	258	19	142	38
南犬飼地区	1,284	118	18	444	155	52	84	5
おもちゃのまち	868	39	5	342	73	22	30	0
合　計	4,560	588	214	1,569	709	95	277	47
%		12.9	4.7		45.2	6.1		17

◎平成13年度　結果

全　体	4,128	526	153	1,655	723	216	294	61
%		12.7	3.7		43.7	13.1		20.7

情報箱

カーエアコン付自動車の廃棄には『自動車フロン券』が必要です

なぜ、新しいシステムが始まったの？

エアコン等に冷媒として用いられているフロンは、オゾン層破壊物質であり、また温室効果ガスでもあります。オゾン層保護と地球温暖化防止のため、「フロン回収破壊法」が平成14年10月1日より施行（カーエアコン関係）され、同法に対応した仕組「自動車フロン引取・破壊システム」により、運用を開始しています。エアコン付自動車を廃棄する場合は、『自動車フロン券』が必要です。フロン類の確実な回収・破壊のために、自動車オーナーの方のご理解とご協力をお願いします。

『自動車フロン券』って、なに？

フロン類の回収・破壊に必要な費用を、オーナーの方にご負担いただくためのもので、料金は1枚2,580円です。バスを除く自動車は1枚、小型バスは2枚、大型バスは4枚必要です。費用の払い込み窓口は全国の郵便局およびセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクスの各店舗です。

廃車手続きは、どうなるの？

廃車する車に『自動車フロン券』を添えて、自治体の登録を受けた引取業者にお渡しください。

最寄りの自動車販売・整備・解体事業者などにおたずねください。

お問合せ先

自動車フロンコールセンター
☎03－5532－1461

引っ越しの季節です
水道の閉栓手続きを忘れずに！

●引っ越しの日が決まりましたら、前もって水道課へ閉栓の手続きをしてください。連絡の際は、住所、氏名、引っ越しの日時、引っ越し先をお知らせください。

●引っ越しまでの水道料金（精算分）は、前回の検針日から引っ越しまでの使用量をもとに計算いたします。

●連絡（閉栓の手続）をいただきませんと、水道を使用されていなくても、引き続き料金がかかってしまいますので、必ず水道課へご連絡をお願いいたします。

問合せ先
水道部水道課
☎82－2260（直通）

平成15年４月１日から
評価証明書等（固定資産課税台帳登録事項証明書）の
交付請求できる方が法定化されます。

「固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付」が、地方税法第382条の３に法定化されるため、平成15年４月１日から下記のとおりの取扱となりますのでご承知おきください。

● 評価証明書等の交付請求できる方は、次のとおりです。

【　　】書きは、証明書の交付を求めることのできる対象固定資産です。

１．固定資産税の納税義務者【当該納税義務者に係る固定資産】
２．土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限ります。）を有する方　【当該権利の目的である土地】
３．家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限ります。）を有する方　【当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地】
４．固定資産の処分をする権利を有する一定の方【当該権利の目的である固定資産】
５．民事訴訟費用等に関する法律別表第一の１の項から７の項まで、10の項、11の二の項ロ、13の項及び14の項の上欄に掲げる申立てをしようとする方【申立ての目的となる固定資産】
６．１から５までの方の代理人（委任状持参者）

● なお、前記関係人の確認のため申請時に次のものをご持参ください。

運転免許証、健康保険証など申請される方ご本人であることの確認ができるもののほか、
１の『納税義務者』の方の請求の場合、納税通知書をご持参ください。
また、納税義務者の同居の親族の方や納税管理人が申請する場合にも、納税通知書をご持参ください。
２、３の『権利を有する方』の請求の場合、権利を有することを確認できる書面の提示が必要になります。
４の『処分をする権利を有する方』の請求の場合、裁判所等による選任書の提示が必要になります。
５の『申立てをしようとする方』の請求の場合は、申立てに関する関係書類等の提示が必要になります。
６の代理人の方が請求する場合については、上記２から５までの提示と委任状の提出が必要になります。

◆ 固定資産評価審査委員会への審査申出について

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、価格を登録した公示日より、納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

◆ 不服申立について

納税通知書に記載された事項について、不服がある場合は、納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日までの間に町長に対して異議申し立てをすることができます。（地方税法第432条の規定に基づく審査の申出ができるものは除かれます）

問い合わせ
〒321－0292　壬生町通町12番22号
壬生町役場 総務部 税務課 資産税係
TEL 81-1818　FAX 82-4014

固定資産課税台帳の縦覧制度・閲覧制度が変わります

◆ 縦覧制度について

※目　的

納税者の方が、自己の資産の評価額のみを示されてもその評価額が適正なものであるかどうかを判断することは困難であるため、自己の資産以外の資産についても縦覧できるように法改正がなされ、他の土地や家屋の評価額との比較を通じて、評価額の適正さを判断できるようになりました。

※縦覧のできる期間

４月１日から４月30日までの（土日祝日を除く）午前８時30分から午後５時15分まで

※縦覧場所

壬生町役場　税務課

※縦覧のできる方

「納税者」と「代理人（委任状持参者）」の方に限られます。

土地に対して課する固定資産税の納税者は土地価格等縦覧帳簿が縦覧できます。

家屋に対して課する固定資産税の納税者は家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます。

（免税点未満である土地又は家屋の納税義務者の方は、縦覧できません）

納税管理人の方は、納税通知書や課税明細書の提示があれば縦覧できることとなります。

※縦覧の際に持参していただく物

納税通知書や課税明細書、または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものをご持参ください。

納税者の同居の親族の方は納税通知書と来庁する方の運転免許証等をご持参ください。

代理人の方は、委任状の提出も必要となります。

※縦覧できる内容

土地家屋の所在、評価額など

（氏名などの個人情報は記載されておりません。また、趣旨を逸脱した縦覧はできません）

◆ 閲覧制度について

※目　的

今回の法改正により、縦覧制度が改正されたことに伴い、納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を見ることができるよう制度化されました。

※閲覧のできる期間

平成15年４月１日より、一年をとおして（土日祝日、年末年始の休日を除く）午前８時30分から午後５時15分まで

※閲覧場所

壬生町役場　税務課

※閲覧のできる方

１．固定資産税の納税義務者

２．土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する方

３．家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する方

４．固定資産の処分をする権利を有する一定の方

５．上記１～４の代理人（委任状持参者）の方

※閲覧の際に持参していただくもの

運転免許証、健康保険証など閲覧される方ご本人であることが確認できるもののほか、

１の『納税義務者』の方‥‥納税通知書や課税明細書

納税義務者の同居の親族の方が閲覧する場合は、納税通知書

２、３の『権利を有する方』‥‥賃貸借関係がわかる契約書等

４の『処分をする権利を有する方』‥‥権利を有することがわかる書類

※閲覧できる内容

納税義務者‥‥‥‥‥‥当該納税義務に係る固定資産課税台帳

借地人、借家人等‥‥当該権利の目的である資産の部分のみの固定資産課税台帳

※手数料

一件200円（但し、縦覧期間中の納税義務者による閲覧は無料）

すこやかベビー・ご家族紹介

町では、第３子以上の児童を養育している方に「すこやか子育て支援金」を交付しています。
※支援金の受給要件、申請方法等は、**町福祉課児童福祉係（☎81―1831）**へ

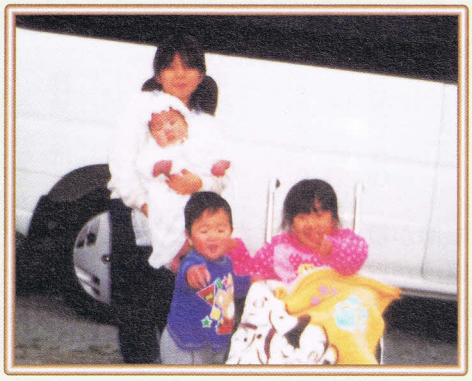

毛塚　優斗（ゆうと）ちゃんご兄弟（落合）

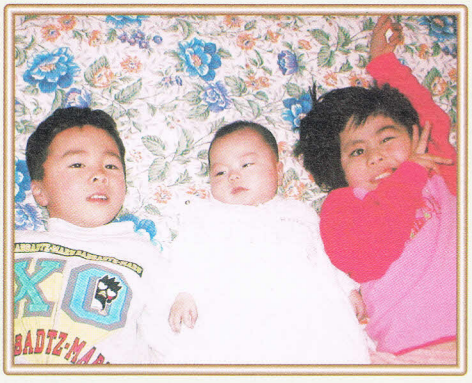

麻生　誠人（まさと）ちゃんご兄弟（落合）

小平　玲南（れな）ちゃん姉妹（安塚南部）

私の作品

睦小　６年
布袋田（ほていだ）　愛美（まなみ）

睦小　６年
亀岡　　誠

「うわ皿てんびん」

寄付

◆社会福祉協議会へ
（○数字は寄付回数）
㈱県南環境様㊲　２万円
睦地区コミュニティ推進協議会様⑦　１万３００円
壬生町消費者友の会様⑮　５千円
匿名⑥　５千円

表紙説明

いじわる鬼、泣き虫鬼を追い出せ!!

２月３日、とおりまち保育園では、地域の方を交えた節分会（まめまき）が行われました。
職員による『ももたろう』の劇を見たあと、大広間には３匹の鬼が出現。いじわる鬼、泣き虫鬼を探して子どもたちの間を歩き回りました。鬼の怖さに泣き出す子もいましたが、勇気を出して鬼に豆をぶつけ、とうとう鬼は逃げ出してしまいました。

まちのうごき 2月1日現在　総人口 40,038人(25) 男 19,593人(6) 女 20,445人(19) 世帯数 13,138世帯(22) ( )内は前月比